

新たな架橋を含む広域幹線道路整備効果検討業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は渡良瀬川及び利根川架橋促進協議会（以下「発注者」という。）が実施する「新たな架橋を含む広域幹線道路整備効果検討業務委託」（以下「本業務」という。）に関し、受注者が遵守しなければならない主な仕様を定めるものである。

2 業務履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和9年3月10日（水）までとする。

3 業務目的

本業務は、渡良瀬川及び利根川への新たな架橋を含む広域幹線道路の整備促進のため、「構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン（平成25年7月国土交通省道路局）」及び将来交通量推計結果に基づき、地域課題及び整備効果を定量的・定性的に整理するとともに、当該道路の必要性並びに期待される効果を示すことを目的とする。

4 準拠する法令等

本業務は、本仕様書、契約書による他、次の法令及び諸規定等に準拠して実施するものとする。

- (1) 本業務に関する協議会構成市町及び関係自治体の関連計画など
- (2) 道路構造令の解説と運用（令和3年3月）
- (3) 各県（栃木、群馬、埼玉）の道路設計に係る業務委託共通仕様書など
- (4) その他関係法令、通達など

5 主任技術者（管理技術者）並びに照査技術者の選任等

- (1) 受注者は、業務の円滑な進捗を図るため、主任技術者（管理技術者）、照査技術者及び主担当技術者を配置するものとし、各資格実績証明書とあわせて、技術的と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものとする。
- (2) 主任技術者（管理技術者）と照査技術者は兼務することができないものとする。
- (3) 主任技術者（管理技術者）と照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（建設一都市及び地方計画、または建設一道路））、又は技術士（建設部門（都市及び地方計画、または道路））の資格を有する者を配置するものとする。

6 貸与資料等

本業務にあたり、発注者は受注者に必要な資料を貸与するものとする。受注者は貸与資料の受け渡し時に借用書等を提出し所在を明らかにするとともに、資料の汚損・亡失等の無いように厳密な管理を行うものとする。また、本業務完了後は発注者に速やかに返納するものとする。

7 質疑及び協議

受注者は、本仕様書に疑義が生じた場合、本仕様書により難い事由が生じた場合、あるいは本仕様書に記載のない細部については、速やかに発注者監督員と協議し、解決を図るものとする。

8 工程管理

受注者は、作業実施計画書及び作業工程表に基づき適切な工程管理を行わなければならない。

2-2 概算事業費の算出

2-1で作成した推計結果、同規模の他事例等を基に概算事業費（測量費、調査費、設計費、用地費、補償費、工事費、間接経費等を対象）を算出する。（道路概略設計は含まない。）

2-3 整備効果の整理

(1) 地域課題の見直し

令和7年度協議会報告書を踏まえ、最新のデータでの更新や新たな視点で対象区間及びその周辺の地域・交通課題を整理する。

1) 交通実態データの整理

最新の道路交通センサス（交通量・混雑度等）、ビッグデータ（国土交通省HPでのオープンデータもしくは国土交通省からETC2.0データの貸与を想定）を整理し、現況課題を整理する。

2) 地域課題の見直し・設定

既存統計資料、令和7年度協議会報告書等を活用し、構想段階における道路計画策定プロセスガイドラインの評価項目（交通、環境、土地利用・市街地整備、社会・地域経済、事業性等）毎に地域課題を定量的・定性的に整理を行う。

なお、評価項目については、近年の新規事業採択事例を収集・整理した上で、地域課題項目を設定する。

分野	評価項目の例
①交通	時間短縮、渋滞解消、交通事故減少、歩行者自転車の移動性・安全性、道路の走行性、救急医療施設への搬送時間、当該道路の災害時における機能・安全性、広域ネットワーク形成（既存のネットワークとの連携）、交通発生集中源からのアクセス性、都市の道路ネットワーク形成 等
②環境	大気質、騒音、動物・植物、生態系 等
③土地利用 ・市街地整備	地域交流への効果、農業的土地利用への影響、市街地の防災性、市街地整備への貢献度（アクセス性等）、沿道商業施設への影響 等
④社会 ・地域経済	地域活性化や都市再生への効果、観光振興 等
⑤事業性	事業や維持管理に関わる費用、事業に要する期間、施工時の影響、用地取得に関するリスク、不測の事態に対する計画の柔軟性 等

※構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン（平成25年7月 国土交通省道路局）

(2) 整備効果の算定

上記で設定した地域課題に対して、交通量推計結果を活用し、広域幹線道路の整備により期待される各種効果（産業・物流、観光、防災、生活、医療等）を定量的に試算する。

2-4 ニーズの把握

商工会議所・観光協会・トラック協会等へのヒアリング調査を実施し、道路交通に関する現状の課題や道路整備に対して期待する整備効果について調査する。

ヒアリング調査は、協議会構成市町ごとに3機関、合計で12機関程度を予定する。

2-5 整備効果のとりまとめ

上記項目より、広域幹線道路の整備効果について定量的・定性的にとりまとめを実施する。

とりまとめにあたっては、他地域での新規事業採択評価資料を参考として、とりまとめを行う。

2-6 整備ルートのイメージ図（パース図）の作成

整備ルートのイメージ図（パース図）を4パターン（全体、各県の主要視点場）作成する。

3. 報告書の作成

検討結果を踏まえて、最終報告書を作成する。

4. 打合せ

打合せ協議は、当初、中間3回、業務終了時の計5回を基本とし、必要に応じてWeb打合せを実施する。

5. 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- ・ 報告書（A4版、ファイル綴じ）：4部
- ・ 電子データ：4部（※）

※閲覧用としてPDF形式(.pdf)、編集可能な元データとしてWord(.docx)、Excel(.xlsx)、PowerPoint(.pptx)等の一般的に利用可能な形式とする。